

◎新潟県選挙管理委員会告示第34号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第45条第2項の規定により、令和5年4月9日執行の新潟県議会議員一般選挙における投票用紙（点字用投票用紙を除く）を次の様式により調製し、白色の用紙に青色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、青色のインクで刷り込むものと定めた。

令和5年3月31日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

候補者氏名	<p>令和五年四月九日執行 新潟県議会議員一般選挙投票</p> <p>○ 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 一 候補者の氏名は、欄外に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <p>注 意</p> <p>印</p>
-------	--